

平成30年度コミュニケーションプラザ事業計画

I 事業内容

1 字幕入りビデオテープ等の自主制作事業

(1) 番組制作

県内の聴覚障害者を取り上げた内容等を制作し、字幕を挿入します。また、「目で聴くテレビ」(CS放送)に番組を提供します。

(2) 字幕制作

著作権処理可能な番組や、県内の公的機関等のビデオテープに、字幕ボランティアの協力により制作します。

2 字幕入りビデオライブラリー事業

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター(東京)を中心とした字幕ビデオライブラリー共同事業により、字幕入りビデオテープ及びDVDを貸し出します。

また、毎月1回県立聾学校へ訪問する「移動ライブラリー」を継続して実施し、児童生徒の学力向上と保護者教職員への理解と普及を図ります。

3 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

市町村との委託契約により手話通訳者及び要約筆記者を派遣し市町村事業を支援します。また、市町村事業以外の公的な派遣や、広域的障害者団体等に関わる派遣は県派遣として実施します。

4 手話通訳者養成関係

派遣事業を担う手話通訳者養成関係事業を実施します。

(1) 手話通訳者養成研修

厚生労働省のカリキュラムにのっとり手話通訳者養成を実施します。

・基本コースと応用コースは昼夜2コースで実施します。

(2) 手話通訳者認定試験

12月1日(土)手話通訳者全国统一試験(全国手話研修センター)と、その後に県認定試験を実施します。

(3) 手話通訳者試験対策研修

試験合格者を増やすため実施します。

(4) 登録手話通訳者研修

登録手話通訳者の資質向上のため新規登録者や全登録者向けに研修会を実施します。

(5) 手話通訳指導者(養成講座講師)研修

改訂された手話通訳者養成テキストに対応出来る講師養成を目的とした研修会を実施します。

5 要約筆記者養成関係

厚労省が通知した「要約筆記者養成カリキュラム」に基づき、養成研修を実施します。

(1) 要約筆記者養成研修

2年間の養成計画で、前期並びに後期課程を実施します。

(2) 要約筆記者認定試験

2月17日(日)要約筆記者全国统一試験(全国统一要約筆記者認定試験事業委員会)とその後県認定試験を実施します。

(3) 要約筆記者試験対策研修(手書き・パソコン)

試験合格者を増やすため実施します。

(4) 登録要約筆記者研修

登録要約筆記者の資質向上のため、新規登録者や全登録者向けに研修会を実施します。

(5) 養成研修指導者育成研修

指導内容や方法を学び、養成研修を充実させるとともに、研修に必要な講師を確保するため実施します。

6 情報機器の貸し出し

聴覚障害者の情報保障のための機材を、聴覚障害者及び関係者に貸し出しを行います。

7 生活等に関する相談

聴覚障害者関係の相談機関として、聴覚障害者、家族、関係者からの各種相談に応じます。相談内容に合わせて市町村福祉や専門機関等と連携し、問題解決に繋がります。

また、コミプラ共同運営団体である「群馬県聴覚障害者連盟」と2カ所で相談を受け付け利用者の利便を図ります。

8 その他

(1) 中途失聴・難聴者のための講座

中途失聴・難聴者向けに、コミュニケーション方法や福祉制度について学習し社会参加の促進に協力します。昨年度と同様、夜間コースで実施します。

また、啓発講座を実施します。

(2) 字幕入り映画上映会の開催

県内各地域で開催し、字幕入りビデオライブラリー貸出事業等の利用拡大に取り組みます。

(3) 頸肩腕障害特殊健診

手話通訳者及び要約筆記者の健康管理と予防を目的に特殊健診を実施します。

(4) ボランティア室の貸し出し

聴覚障害者団体や関係団体の会議等の開催に使用するためボランティア室を貸し出します。

(5) コーディネーター研修会への協力

群馬県意思疎通支援事業運営連絡会が主催する、「市町村担当者向け研修会」の「コーディネーター研修会」実施に協力します。

(6) ホームページの充実と情報紙「ハロー・コミプラ」の定期発行

情報発信と広報の強化のため、ホームページの随時更新と情報紙を定期発行し各事業のPRやリアルタイムの情報を提供します。

(7) 字幕付けボランティアの養成

字幕付けボランティアの養成研修を実施します。

(9) 遠隔手話通訳サービス

遠隔手話通訳サービスの通訳センターとして、円滑な事業執行に努めます。

II 重点項目

1 中途失聴難聴者の理解と要約筆記の啓蒙

聴覚障害者の中でも中途失聴難聴者に対する理解や、主に中途失聴難聴者が利用する要約筆記の認知度が一般社会では大きく遅れており、中途失聴難聴者が社会生活を送る上で深刻な壁となっています。ホームページや紙面での広報に限らず、各地域に出向いて啓蒙等を行うなど実施について検討します。

2 手話施策実施計画に係る対応

手話言語条例制定に伴い、平成28年10月に策定された「群馬県手話施策実施計画」で示された当館に係る事業目標数値の達成に向けた効率的な事業執行を行います。（31年度までに、貸出事業25%増、派遣事業50%増）

また、遠隔手話通訳サービスの円滑な事業執行に努めます。